

国海員第 1 5 7 号  
令和 3 年 9 月 2 1 日

交通政策審議会

会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣  
赤 羽 一 嘉



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 8 8 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
春日海運株式会社	香川県観音寺市瀬戸町一丁目9番35号
三洋海事株式会社	兵庫県尼崎市中在家町三丁目449番地